

# 地域金融機関への 高橋昌裕からのYELL

エール

VOL.  
63

## 相続預金の「他行流出」を実体験から考える

### “残念”体験への共感

前2号では、銀行での相続手続きの実体験を通じて感じた“感心”体験、“残念”体験を書きました。両方を読んでくれた、金融機関「以外」の知人の何人かから、ご自身の相続手続き体験を踏まえて“残念”体験への共感の声が届いています。内容こそ違えど、“残念”体験をした人は少なからずいるようです。

チェック体制、人材育成など、出来ることから見直しを進め、“感心”体験をする利用者が増えていくことを期待しています。

### 相続預金の他行流出

今号では、相続体験のいったんの最終回として、「相続預金の他行流出」について、考えたことを書きます。

金利のある世界が復活し、預金の減少が話題になる機会が増えてきました。特に、地方部で懸念が大きいようです。一因として、相続に伴う相続預金の都市部への流出（＝相続人が普段使いする銀行口座への流出）があり、分かりやすい事象なので、抑止策を検討・実施している銀行も多いかと思えます。

そうしたなかですが、結果として私は、解約した父の口座にあったお金は、すべて私が普段使いしている銀行へと移し替えました。銀行から見ると「他行流出」です。

これは、相続開始時から決めていたわけではなく、手続きを進めるなかで、自然となっていました。理由を振り返ってみます。

### 残す理由がなかった

#### 1) 面倒くさい

銀行での相続手続きは、手間と時間がかかり、面倒くさかった、というのが率直な感想です。

銀行としては、トラブルが発生しないよう厳格な対応が必要なため、簡便な手続きにできないのは理解しています。

しかし、利用者として、面倒くさいと思ったのは事実で、それはポジティブな体験ではありません。「面倒くさい⇒早く関わりを終わらせたい」という心の動きとなり、取引を同行で継続しようとは思いませんでした。

#### 2) メリットなし

相続した預金を、同じ銀行に留めるメリットを、何一つ感じませんでした。正確に言うと、相続預金の振込手数料が他行宛だと770円かかるけど、自行宛だと減免される、といった程度でしょうか。

しかも、その説明も事務的な“乾いた”記載に過ぎず、同行にお金を留めよう、という心の動きにはつながりませんでした。

#### 3) 導線なし

仮に、同じ銀行に預金を留めようと思っても、自分が口座を持っていなければ、口座開設が先に必要です。しかし、相続手続きの書類には、口座開設への導線はなく、「どの銀行でもいいから、既にある口座を指定して書け」となっています。

相続手続きを早く終わらせたいので、わざわざ口座開設の手順を調べ、開設手続きをした後で、と思うはずはありませんでした。

#### 4) リレーションなし

当たり前ですが、私は、父が預金していた銀行の担当者との接点も情報もありませんでした。

それ故、「あの人は、これまで良くしてくれていたらいいから、少なくともすぐに他行にお金を移すのは申し訳ないかな」といった心理的な障壁は皆無でした。

#### 5) 勧奨なし

相続手続きの書類記入は、完全な“事務”手続きでした。相続センターとの電話+郵送で完結する銀行が多く、支店が絡むケースでも記入した書類に不備がないかチェックする“事務”対応だけです。

一連の過程において、相続預金を自行口座に留めてほしいという勧奨（広義での相続“業務”だと思っています）は、今回手続きしたすべての金融機関でありませんでした。

そのため、銀行としては相続預金の他行流出が決定する、「振込先記入」のその瞬間において、なんら迷うことなく自分が普段使いしている銀行口座を書きました。

\* \* \*

私の場合は、地元を離れているわけではなく（東京です）、父が使ってきた金融機関は遠隔地というわけではありません。それでも、相続した預金をその銀行に残さなかったのは、「残す理由が何もなかったから」だと言えます。

#### 「悪あがき」でもやらないよりマシ

改めて、私自身の体験を振り返ってみると、相続開始の時点で、すでに勝負が決していたことや、どうしようもないこともあったと整理できます。

しかし、特に地方部の金融機関の場合は、相続預金が一度でも都市部の金融機関に移ってしまえば、復活は望めません。だからこそ、相続預金の振込先に、なんとしても自行の口座を書いてもらえるような手立てが、今以上に必要でしょう。

相続手続きのタイミングだと、すでに勝負が決した後の大逆転を狙う、最後の「悪あがき」になるかもしれません。それでも、やらないよりは、やった方がマシです。打てる手はすべて、打ってみれば良いと思います。

たとえば、アイデアレベルですが、前述の2)、5)を踏まえ、相続預金を「そのまま自行内に留めた（=振込先に自行口座を指定した）場合」にだけ優遇される相続定期預金があり、チラシを相続手続き書類に同封して送り、担当者が一言でも勧奨すれば、同行にしばらく預金を置いておく相続人ができるかもしれません。ここで少しでも時間稼ぎができれば、その間に次なる策は採り得ます。

地元にも所縁がある人との、世代を跨いだ取引は、地域金融機関の目指す一つの姿です。相続があってもお客さまとの関係が永く続いていく、そんな地域金融機関が増えるといいなと思っています。

以上、高橋昌裕からのYELLでした。

#### 弊社HPでもご覧いただけます

弊社ホームページでは、Vol.1からすべてのニュースレターの閲覧・PDF版のダウンロードができます。

([https://braveyell.co.jp/news\\_letter](https://braveyell.co.jp/news_letter))

また、不定期発行のため「更新のお知らせ」をメールでお受け取りいただくことも可能です。ぜひ、ホームページよりご登録ください。

#### 【発行・文責】

## BRAVEYELL株式会社

(ブレイブエール)

代表取締役 高橋 昌裕

〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-1  
銀座風月堂ビル5階

takahashi@braveyell.co.jp

03 (6271) 9147

#### 業務内容：

- ・経営コンサルティング
- ・エグゼクティブ・パートナー
- ・研修、ワークショップ、講演

#### 代表者略歴：

- ・生命保険会社を経て、2002年 A.T. カーニーに入社
- ・2018年、独立してBRAVEYELLを設立  
- 2020年～、金融庁の参与も務める
- ・著書「ザ・地銀」「ゴールベース法人取引」など

